

## 特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 使用廃止届出書

年 月 日

倉敷市長様

届出者 { 氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては、  
その代表者の氏名 }

特定施設 (有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設) の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		※審査結果	
使用廃止の年月日	年 月 日	※備考	
使用廃止の理由			

- 備考 1 水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

### 事業場全廃止に係る確認事項

事業場全廃止に該当するか否か	該当する	該当しない
----------------	------	-------

備考 事業場全廃止とは、当該事業場におけるすべての特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる特定施設をいい、みなし指定地域特定施設を含む。以下同じ。）及び有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止した場合をいう。

### 廃止した特定施設に係る有害物質使用等に関する確認事項

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
有害物質の使用等の有無	あり      なし	あり      なし
(有害物質の使用等がある場合) 有害物質名		
特定施設が設置されていた 土地の地番		
* { (特定施設の設置者と、当該特定施設が設置されていた土地の所有者が異なる場合) 土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		

- 備考
- 1 有害物質貯蔵指定施設の廃止については記入を要しない。
  - 2 有害物質とは、水質汚濁防止法施行令第2条第1号から第28号に掲げる28物質をいう。
  - 3 使用等とは、製造し、使用し、又は処理することをいう。
  - 4 所有者等とは、所有者、管理者又は占有者をいう。
  - 5 \*の欄は、土壤汚染対策法に定める特定有害物質26物質の使用等がある場合記入すること。